

鹿児島市議会の 特色ある取り組み



《概要版》

令和6年10月

鹿児島市議会

目 次

1. 議会機能の充実

| | |
|--|----|
| (1) 議会改革推進ワーキンググループの設置 | 1 |
| ① 議会改革について | |
| ② 議会改革推進WGについて | |
| ③ 議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果 | |
| (2) 議会改革推進研究会の取り組み | 9 |
| (3) 政務活動費の運用に関する申合せ | 10 |
| ① 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正 | |
| ② 政務活動費関係書類の市議会ホームページでの公開 | |
| ③ 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正 | |
| (4) 正副議長選挙に係る意思表示の導入 | 11 |
| (5) 議会基本条例の制定 | 12 |
| (6) 議会基本条例に基づく新たな取り組み（請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取、反問、議員間討議の導入） | 12 |
| (7) オンライン委員会の導入 | 13 |
| (8) 国等へ意見書提出を求める陳情の審査の改善 | 13 |
| (9) 議員定数の削減 | 13 |
| (10) 常任委員会の定数及び所管の見直し | 13 |
| (11) 議員研修会の開催 | 13 |
| (12) 新人議員への研修会の開催 | 14 |
| (13) 議会図書室の充実 | 14 |
| ① 西別館への移転及び新刊図書コーナーの設置 | |
| ② レイアウトの変更 | |

2. 市民に開かれた議会

| | |
|----------------------------------|----|
| (1) ホームページによる議会情報の発信 | 15 |
| (2) 議会中継及び録画放映 | 15 |
| ① 本会議中継システム等のフルデジタル化 | |
| ② スマートフォンやタブレット端末による生中継及び録画放映の開始 | |
| (3) 会議録の閲覧・検索 | 15 |
| (4) 委員会記録の閲覧・検索 | 15 |
| (5) 本会議における一問一答方式・対面式の導入 | 16 |
| ① 一問一答方式の導入 | |
| ② 対面式の導入 | |
| (6) 本会議場傍聴席に音声伝達システムを導入 | 16 |
| (7) 会期日程の早期公開 | 16 |
| (8) 閉会中の委員会日程のホームページ公開 | 16 |
| (9) 請願・陳情等のホームページ公開 | 17 |
| (10) 市議会だよりの点字版・音声版の発行 | 17 |
| (11) 市議会広報紙「かごしま市議会だより」の発行・充実 | 17 |
| (12) 市民に身近な場所での会議録の閲覧・貸出し | 18 |
| (13) 政務活動費収支報告書への領収書等の証拠書類の添付 | 18 |
| (14) 簡易な手続きによる政務活動費収支報告書等の閲覧 | 18 |
| (15) 政務活動費収支報告書等の議会ホームページでの公開 | 18 |
| (16) 政務活動費に係る出張報告書の閲覧 | 18 |
| (17) 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正 | 18 |

3. 政策提案

| | |
|------------------------|----|
| 鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定 | 19 |
|------------------------|----|

| | |
|--------------------------------|----|
| 4. 政治倫理の確立 | |
| (1) 鹿児島市議会議員の政治倫理に関する条例の制定 | 20 |
| (2) 鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定 | 20 |
| (3) 鹿児島市議会議員への企業等からの政治献金に関する決議 | 20 |
| (4) 議員活動に関する申合せ | 20 |
| (5) 虚礼廃止に関する申合せ | 20 |
| 5. 新議事堂の整備（平成27年度） | |
| (1) 議場の整備 | 21 |
| ① 車いすスペースの設置 | |
| ② 通路の段差解消等 | |
| ③ 難聴者用音声伝達システムの更新 | |
| ④ 親子席の設置 | |
| ⑤ 電子表決システムの導入 | |
| ⑥ 昇降式演壇の設置 | |
| (2) 委員会室の整備 | 22 |
| ① 傍聴席の増席 | |
| ② 録音設備の更新 | |
| (3) その他 | 22 |
| ① 議員出退表示システムの更新 | |
| 6. その他 | |
| (1) インターネットによる行政視察受付業務の効率化 | 23 |
| (2) 夏季における議員の服装の軽装化 | 23 |
| (3) 市長の諮問機関等への議員の就任の見直し | 23 |

1. 議会機能の充実

(1) 議会改革推進ワーキンググループの設置

⇒ 令和6年6月設置

① 議会改革について

議会改革については、令和6年6月5日の議運において、議長から、前任期に引き続き、議会改革を議運の具体的な検討課題として協議・検討していただきたい旨の提起がなされ、議運の検討課題とすることを確認したものである。

それを受け、同年6月12日の議運において、議会改革については議運で協議・検討の上決定することとし、議運で協議するための素案等は議長が設置する任意組織「議会改革推進ワーキンググループ（WG）」において作成すること、WGに広報広聴、ICT推進、議会運営の3つのグループを置くこととし、各グループは参加を希望する議員並びに事務局職員をもって構成すること、グループの協議事項は議長から要請のあった事項及びグループで協議することを確認した事項とすること、グループにおける協議の進捗状況については議長が議運に適宜報告することなど協議のあり方について確認した。

また、同年6月25日の議運では、議長から、広報広聴、ICT推進、議会運営の各グループのメンバーや今後の進め方等について報告がなされた。

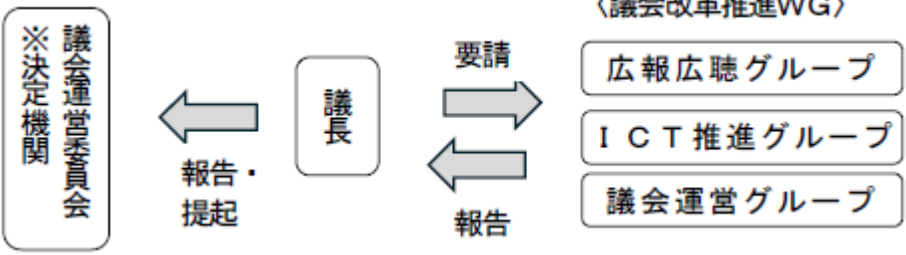
議運においては、各グループの協議結果等の報告を踏まえ、随時、協議を行っており、その結果については③に記載のとおりである。

なお、前任期においても、議会改革推進WGを設置しており、WGの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果については、【参考】（P3）に記載のとおりである。

② 議会改革推進WGについて

ア. 概要

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|--|
| 設置目的 | 議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について協議・検討の上、議運で協議するための素案等を作成し、議長に報告する。 |
| 構 成 | <ul style="list-style-type: none">・WGに「広報広聴」「ICT推進」「議会運営」の3つのグループを置く。・各グループは、参加を希望する議員（メンバー）並びに事務局職員をもって構成する。・議員はいずれか一つのグループに参加することができる。・グループに、互選により長を置く。 |
| メンバー以外の出席 | <ul style="list-style-type: none">・グループの長は必要があると認めるときは、メンバー以外の者に参加を求め、意見を聞くことができる。 |
| 任 期 | <ul style="list-style-type: none">・メンバーの任期は、原則として議員の任期とする。 |

| | |
|-------|--|
| イメージ図 |  |
| 協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・議長から要請のあった事項 ・グループにおいて協議することを確認した事項 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・グループにおける協議に当たっては、あらかじめ協議期間を設定するなど、スピード感を重視した運営に努めるものとする。 ・協議経過・結果等については、グループの長が議長に随時報告する。 ・議長は、グループにおける協議の進捗状況について、議運に適宜報告する。 ・その他運営に関し必要な事項は、グループにおいて協議・決定する。 ・原則非公開とする。ただし、議員の傍聴は認める。 |

イ. 各グループの協議事項

i. 広報広聴グループ

市議会だよりの紙面見直しや学生等を対象とした主権者教育（例：こども議会）の実施など、「広報広聴のあり方」について

ii. ICT推進グループ

鹿児島市議会ICT推進基本計画の改定やタブレットのさらなる活用などの「ICT活用策」について

iii. 議会運営グループ

本会議や委員会などの「議会運営に関する見直し等」について

ウ. WG委員名簿

（令和6年6月25日現在）

i. 広報広聴グループ

- 正) 佐藤 高広 (自民党市議団)
- いけやま 美月 (自民党市議団)
- 小南 まさゆき (公明党)
- 和 るりか (立憲社民)
- 合原 ちひろ (市民連合)
- 本田 かずき (未来かごしま)
- たてやま 清隆 (日本共産党)
- のぐち 英一郎 (にじとみどり)

ii. ICT推進グループ

| | | |
|-------|--------|----------|
| 正) 奥山 | よしじろう | (自民党市議団) |
| 小森 | こういちろう | (自民党市議団) |
| 甲斐 | ひろのぶ | (公明党) |
| 永谷 | さよこ | (立憲社民) |
| 池田 | ゆうせい | (未来かごしま) |
| 園山 | えり | (日本共産党) |
| 田代 | よしき | (無所属) |
| 大木 | ひかる | (無所属) |

iii. 議会運営グループ

| | | |
|-------|------|----------|
| 正) 霜出 | 佳寿 | (自民党市議団) |
| 米山 | たいすけ | (自民党市議団) |
| 松尾 | まこと | (公明党) |
| 向江 | かほり | (立憲社民) |
| 三反園 | 輝男 | (市民連合) |
| せぐち | 和浩 | (未来かごしま) |
| 大園 | たつや | (日本共産党) |
| 大原 | 葉 | (無所属) |

正：グループ長

③ 議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果

ア. 広報広聴

i. 市議会独自のSNSを活用した市議会の情報発信（※実施済）

- ・令和6年8月28日の議運において、議長から「グループにおいて、市公式Xに加え市議会独自のフェイスブック及びインスタグラムを活用し、会期日程や発言通告一覧表、質疑を行う議員の顔写真・氏名等に加え、市議会だより発行や行政視察等の情報発信を行うことで意見がまとまった」との報告があり、フェイスブック等で情報発信を行うことを確認し、令和6年第3回定例会から実施した。

【参考】

前任期における議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果（令和2～5年度）

ア. 広報

i. 市議会だよりの紙面見直し（※実施済）

- ・令和2年9月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、試験的に読みやすい書体へ変更すること、また、WGにおける調査・検討の参考とするために市民意見を募集することで意見がまとまった」との報告があり、同年第3回定例会号（同年11月1日発行）について、WGの報告を踏まえ編集す

ることを確認した。

- ・ 3年2月9日の議運において、議長から、「WGにおいては、個人質疑の記事を分野ごとにまとめて掲載し、『行政運営』、『企画・財政』、『健康・福祉』などの見出しをつけること、質疑を掲載する紙面の段と段の間隔（スペース）を広げること、提出議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナーを設けること、引き続き市民からの意見を募集することで意見がまとまった旨の報告があったことから、2年第4回定例会号（3年2月1日発行）については、WGの報告を踏まえ編集した」との報告があった。
- ・ 3年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、紙面全体を読みやすい書体へ変更することで意見がまとまった」との報告があり、同年第1回定例会号（同年5月1日発行）からWGの報告を踏まえ編集することを確認した。

ii. 市議会ホームページの見直し（※実施済）

- ・ 令和4年3月18日の議運において、議長から、「WGにおいては、市議会ホームページトップ画面の画像を3枚から5枚へ増やし、議会関係、季節感のあるもの等を掲載し、年4回程度更新すること及びホームページ内の議員名簿に、希望する議員についてはメールアドレスを追加することで意見がまとまった」との報告があり、WGの報告を踏まえて見直すことを確認し、同年4月1日から変更した。

iii. 市公式SNSを活用した市議会の情報発信（※実施済）

- ・ 令和5年11月29日の議運において、議長から「WGにおいて、市公式X（エックス）を活用し、会期日程や発言通告一覧表のほか、代表質疑、個人質疑の前日に、翌日に質疑を行う議員の顔写真・氏名・所属会派等を掲載し情報発信を行うことで意見がまとまった」との報告があり、市公式Xを活用した情報発信を行うことを確認し、令和5年第4回定例会から実施した。

イ. ICT推進

i. 鹿児島市議会ICT推進基本計画の策定（※実施済）

- ・ 令和2年11月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、タブレット端末の導入など議会のICT化を具体的かつ的確に推進するため、鹿児島市議会ICT推進基本計画（案）の策定に向けて引き続き協議を進めていくことで意見がまとまった」との報告がなされた。
- ・ 3年1月14日の議運において、議長から、「WGにおいて同基本計画（案）を策定した」との報告があり、同基本計画（案）について提起がなされ、同年2月9日の議運において、同基本計画を決定した。
- ・ 5年1月13日の議運において、議長から、「WGにおいては、事業進行スケジュールの変更や新たに同基本計画の検討項目に追加すべき項目（委員会室へのマイク設備等の整備）があることを踏まえ、同基本計画の見直し案がまとまった」との報告があり、同年2月7日の議運において、見直すことを確

認した。

ii. タブレット端末の機種及びアプリケーションの導入（※実施済）

- ・令和3年6月22日の議運において、議長から、「WGにおいては、鹿児島市議会ICT推進計画に基づきタブレット端末の導入等について協議を進めてきたが、議員間での認識を共有するため、タブレット操作体験会を開催する」との報告があり、同体験会を2回に分けて実施することを確認し、第1回を同年7月6日及び7日に、第2回を同年7月27日及び28日に実施した。
- ・同年12月15日の議運において、議長から、「WGにおいては、体験会等を踏まえ、導入するタブレット端末の機種と2種類のアプリケーションを導入することについて意見がまとまった」との報告があり、WGの報告を踏まえ、4年度のタブレット端末等の導入に向けて具体的な業務を進めることを確認した。
- ・4年9月9日の議運において、議長から、「WGにおいては、タブレット端末機等に関する使用基準（案）がまとまった。また、今後、試験運用開始前に操作研修会を開催する予定である」との報告があり、同年9月15日の議運において、同使用基準を決定した。なお、操作研修会については、同年10月6日に実施した。

iii. タブレット端末の活用及びペーパーレス化の推進（※実施済）

- ・令和4年11月2日の議運において、副議長から、「WGにおいては、タブレット端末に搭載されているグループウェア（LINE WORKS）について、同年11月21日から試験運用を開始するとともに、ペーパーレス化に向けて対象となる資料等を引き続き検討し、順次実施することで意見がまとまった」との報告があり、同年11月21日から試験運用を開始することを確認した。
- ・5年1月13日の議運において、議長から、「WGにおいては、同年2月1日からLINE WORKSの本格運用を開始すること、また、本格運用開始前に希望者を対象としたタブレット端末操作フォロー研修を開催することで意見がまとまった」との報告があり、同年2月1日から本格運用を開始することを確認した。なお、同フォロー研修については、同年1月26日に実施した。
- ・同年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、会議用システム（moreNOTE）について、同年5月中に操作研修会を行った上で、同年6月1日から試験運用を開始すること、また、同年6月1日以降、LINE WORKSで取り扱う文書等を拡充することで意見がまとまった」との報告があり、同年5月17日の議運において、同年6月1日以降のmoreNOTEの試験運用及びLINE WORKSの拡充を確認し、実施した。

iv. 委員会室等マイク設備等の整備（※実施済）

- ・令和5年8月25日の議運において、議長から「WGにおいては、鹿児島市議会ICT推進基本計画に基づく委員会室等マイク設備等の整備について、具体的な整備内容がまとまった」との報告があり、整備案について提起がなされた。
- ・同年9月13日の議運において、整備案のとおりとすることを確認し、6年10月に整備した。

ウ. 議会運営

i. 反問の範囲の見直し（※実施済）

- ・令和2年9月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、現行の趣旨確認に加え、実質的な反対質問として議員又は委員の考え方や根拠を問う反論まで認めることで意見がまとまった」との報告があり、申合せの改正案について提起がなされた。
- ・同年10月26日の議運において、議長提起のとおり見直すことを決定し、当局にも周知を図った上で同年第4回定例会から適用した。

ii. 会期日程の早期公開（※実施済）

- ・令和2年11月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、現在、招集日のおおむね6日前に決定している正式な会期日程とは別に、告示日・招集日が議会運営委員会で確認されるおおむね1か月前に会期日程案（見込み）を公開することで意見がまとまった」との報告があり、見直し案について提起がなされた。
- ・3年1月14日の議運において、議長提起のとおり見直すことを決定し、同年第1回定例会から実施した。

iii. 委員会記録のホームページ公開（※実施済）

- ・令和3年8月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、委員会記録をホームページで公開することで意見がまとまった」との報告があり、実施要領（案）について提起がなされた。
- ・同年9月24日の議運において、議長提起のとおり、4年度以降に開催する委員会から公開することを決定した。

iv. 代表質疑の一問一答方式導入（※実施済）

- ・令和4年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和4年第3回定例会から代表質疑の一問一答方式を試行する申合せ（案）がまとまった」との報告があり、同年第3回定例会から試行することを確認した。
- ・同年5月13日の議運において、申合せを決定し、当局にも周知を図った上で試行を開始した。
- ・6年2月5日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和4年第3回定例会から行っている試行について、改選後の令和6年第3回定例会から本格実施することで意見がまとまった」との報告があり、議長から本格実施について提起がなされた。
- ・同年2月19日の議運において、議長提起のとおり本格実施することを確認し、一問一答方式に関する申合せ及び鹿児島市議会基本条例第9条第2項に規定する反問に関する申合せの改正案並びに代表質疑における一問一答方式の試行に関する申合せの廃止について提起がなされ、同年3月15日の議運において、議長提起のとおり決定した。

v. 虚礼廃止に関する申合せの見直し（※実施済）

- ・令和4年6月22日の議運において、議長から、「WGにおいては、現在の申合せを廃止し、公職選挙法を一層遵守し虚礼廃止を推進するとともに、祝電及び弔電等の取扱いについて本市議会独自のルール（親族に係るものを除き選挙区内への発送を引き続き禁止すること）を盛り込んだ新たな申合せを制定することで意見がまとまった」との報告があり、同年8月3日の議運にお

いて、新たな申合せを決定した。

※詳細はP27の4(5)を参照

vi. 議会タブレットの議場等への持ち込み等に係る議会運営に関する申合せ事項の一部改正（※実施済）

- ・令和5年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、同年6月1日からの会議用システム（moreNOTE）の試験運用開始に伴うタブレット端末の議場等への持ち込みに関すること及び傍聴者等に対し携帯電話等の電源を切ることを改めて周知することに関して、議会運営に関する申合せ事項の改正案を取りまとめた」との報告があり、申合せ事項の改正案について提起がなされ、同年5月17日の議運において改正案のとおり決定した。

vii. 発言通告書（質疑）の提出時期の見直し（※実施済）

- ・令和6年2月5日の議運において、議長から、「WGにおいては、発言通告書（質疑）について、現在、質疑等初日の2日前の午前11時を締切としているが、令和6年第2回定例会から、第1回定例会の現年度分を除き、各定例会で通常想定されている代表・個人質疑に限り、市の休日を換算せず、質疑等初日の3日前の午前11時とすることで意見がまとまった」との報告があり、提出時期の見直しについて提起がなされた。
- ・同年2月19日の議運において、議長提起のとおり見直すことを確認し、議会運営に関する申合せの改正案について提起がなされ、同年3月15日の議運において、改正案のとおり決定した。

viii. 会議用システム（moreNOTE）の本格運用（※実施済）

- ・令和6年2月5日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和5年第2回定例会から試験運用しているmoreNOTEについて、議員改選後、初当選議員を含め、改めてタブレット操作研修会を実施した上で、令和6年第2回定例会から本格運用することで意見がまとまった」との報告があり、moreNOTEの本格運用について提起がなされた。
- ・同年2月19日の議運において、議長提起のとおり本格運用することを確認し、関係の申合せ等の改正案について提起がなされ、同年3月15日の議運において、改正案のとおり決定した。

〈参考〉その他の取組

i. オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の一部改正等（※実施済）

- ・令和4年2月21日の議運において、議長から「新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、また、台風の常襲地帯や桜島を抱えるといった地理的特性などを踏まえ、委員が参集できない事態を想定して、全国市議会議長会から示された改正案を参考に委員会条例等を改正したいと考えている」との発言があり、委員会条例及び会議規則の改正案について提起がなされた。
- ・同年2月25日の議運において、議長提起のとおり改正することを確認し、委員会条例等一部改正の新旧対照表及びオンライン委員会の運営に関する申合

- せ（案）について提起がなされた。
- ・同年3月3日の議運において、委員会条例等については、新旧対照表のとおり改正することを確認し、申合せ（案）については、委員会条例等の一部改正の施行に合わせて施行することを決定した。
 - ・同年3月18日の議運において、委員会条例等の一部改正議案の取扱いについて協議し、議運所属議員全員の発議により、3月22日の本会議で提出者説明及び委員会付託を省略の上、簡易表決とすることを確認した。
 - ・同年3月22日の本会議において、委員会条例等の一部改正議案を原案どおり可決した。

(2) 議会改革推進研究会の取り組み

① 「議会改革推進研究会」 ⇒ 平成25年1月設置

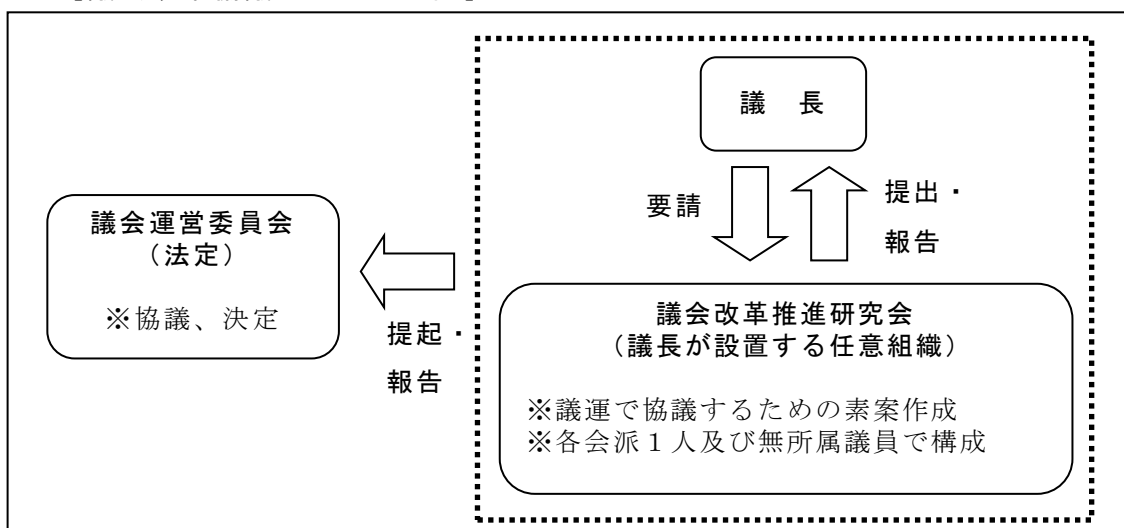
市議会では、議会機能の充実・強化を図るため、平成25年1月に議長が設置する任意組織である「議会改革推進研究会」（以下「研究会」という。）において、議長が要請した議会改革の9項目について、28年2月までに計36回にわたる協議、検討を行った。

研究会では、議会基本条例の制定をはじめ、正副議長立候補制、請願・陳情に係る市民等からの意見聴取など、同改革の具体的な制度化に向けた素案を策定し、随時、議会運営委員会への報告を行った。

ア. 研究会の概要

| 区 分 | 内 容 |
|-------|--|
| 設置目的 | 議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について調査・研究の上、議会運営委員会で協議するための素案等を作成することを目的とする。 |
| 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> ・各会派から1人及び無所属議員をもって構成する。 ・座長及び副座長一人を置き、委員の互選により定める。 ・座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求め、意見を聴くことができる。 |
| 委員の任期 | 委員の任期は、議員の任期とする。 |
| 協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・議長から要請のあった事項 ・研究会で調査・研究することを確認した事項 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議経過・結果等については、議長に随時報告する。 ・研究会は、原則非公開とする。ただし議員の傍聴は認める。 ・その他運営に関し必要な事項は、研究会において協議・決定する。 |

イ. [議会改革協議のイメージ図]



《平成25年1月～平成28年2月における協議項目（9項目）》

1. 議員定数
2. 出前議会
3. 政務活動費のあり方
4. 正・副議長立候補制
5. 本会議・委員会の活発な議論
6. 議会基本条例の制定
7. 意見書提出の協議のあり方
8. 決算審査のあり方
9. 視察報告のあり方

② 「議会改革推進研究会」 ⇒ 平成28年6月設置

平成28年4月の改選後、前任期に引き続き、議長が研究会を平成28年6月に設置し、前任期から引き継がれた「出前議会」と「代表質疑の一問一答方式導入」を含む議会改革の12項目について、令和2年2月までに計40回にわたる協議、検討を行った。

研究会では、「政務活動費」や「出前議会」、「代表質疑の一問一答方式導入」など8項目について協議検討を行い、このうち「政務活動費関係書類の市議会ホームページでの公開」や「政務活動費のさらなる透明性の確保のための方策」については、具体的な制度化に向けた素案を策定し、随時、議会運営委員会への報告を行った。

《平成28年6月～令和2年2月における協議項目（12項目）》

1. 出前議会
2. 代表質疑の一問一答方式導入
3. 議員定数
4. 申合せ等の見直し（虚礼廃止等）
5. 政策立案検討体制の構築
6. 委員会会議録のホームページでの公開
7. 議員報酬
8. 費用弁償
9. 政務活動費
10. 「市議会だより」への質疑者の掲載
11. 海外行政視察のあり方
12. 議場内タブレット端末等の活用

(3) 政務活動費の運用に関する申合せ

① 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正 ⇒ 平成25年6月施行

「政務活動費の運用に関する申合せ」及び「鹿児島市議会会派における政務活動費経理事務取扱要領」に、地方自治法及び政務活動費の交付に関する条例の一部改正

等を踏まえた「要請・陳情活動」の具体的方法や「研修会等への参加」の運用等に関する規定を追加した。

《同申合せ及び同要領一部改正の概要》

- ア. 要請・陳情活動については、国・県などの行政機関、政党及び国会議員に対し、書面により直接面会して行い、政党や国会議員に対して行う場合は行政機関への要請等もあわせて行うこと
- イ. 出張報告書には相手方の名刺又は名簿及び要望書等の写しを添付すること
- ウ. 研修会等に市政に関する内容が含まれている場合に政務活動費を支出することができることとし、その判断は各会派で行うこと
- エ. 出張届は原則として出張2週間前までに、出張報告書は原則として出張後1カ月以内に提出すること
- オ. 出張報告書には所感も記載すること 等

② 政務活動費関係書類の市議会ホームページでの公開 ⇒ 平成29年6月

新たな議員の任期に合わせ、政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しを市議会ホームページで公開した。

③ 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正 ⇒ 平成30年4月施行

政務活動費のさらなる透明性を確保するため、「政務活動費の運用に関する申合せ」及び「鹿児島市議会会派における政務活動費経理事務取扱要領」を一部改正し、政務活動費で購入した郵便切手及びはがきの出納に関する取り扱いを改めるとともに、政務活動費に係る出張報告書の写しを、議会図書室において閲覧できるよう配置した。

《同申合せ及び同要領一部改正の概要》

- ア. 広報紙及び報告書等を郵送する際は、料金別納等による窓口払いが望ましい。ただし、はがき（料額印面の付いた郵便葉書をいう。）による場合、又は郵便切手を事前に購入した場合は、切手・はがき出納簿において使用目的、在庫状況、送付対象物・件数を適切に管理するものとし、切手・はがき出納簿は、鹿児島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に規定する証拠書類として議長に提出するものとする。
- イ. 政務活動費に係る出張報告書については、市民からの閲覧要請にも対応できるよう議会図書室に写し等を配置する。

(4) 正副議長選挙に係る意思表示の導入 ⇒ 平成26年第1回臨時会

議長及び副議長の選出過程を明らかにするため、平成26年第1回臨時会（平成26年5月）における正副議長選挙から、議運代表者会議等において議長又は副議長を志す議員の意思表示を実施（平成30年第1回臨時会（5月）まで試行）している。

(5) 議会基本条例の制定 ⇒ 平成26年6月26日施行

平成26年第2回定例会において、本市議会の最高規範となる「鹿児島市議会基本条例の制定」を全会一致で可決し、同日、施行された。

本条例は、二元代表制の一翼を担う市議会について、その基本理念及び基本的事項を定め、議会及び鹿児島市議会議員の役割及び活動原則を明らかにすることにより市民の負託に応える議会を実現し、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的としている。

《主な経過》

| | |
|----------|--|
| 平成24年11月 | 議会運営委員会で協議する議会改革の項目の一つとして、「議会基本条例の制定」を確認 |
| 平成25年1月 | 議長が任意組織である議会改革推進研究会を設置 |
| 平成25年8月 | 議会運営委員会で議会改革に関する先進地視察 |
| 〃 | 議会改革推進研究会で同条例に係る協議を開始 |
| 平成26年1月 | 同条例に係る議員研修会の開催 |
| 〃 | 同条例素案について協議を開始 |
| 平成26年5月 | 議会改革推進研究会で同条例素案を決定 |
| 〃 | 研究会が議長へ同条例素案を報告 |
| 〃 | 議会運営委員会において条例案とすることを確認 |
| 平成26年6月 | 平成26年第2回定例会に議員提案、議決、施行 |

(6) 議会基本条例に基づく新たな取り組み ⇒ 平成27年2月、令和2年10月

ア. 請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取の導入

委員会（常任、特別及び議会運営）において、請願及び陳情の提出者が希望し、かつ、付託された委員会が必要と認めた場合に、当該請願及び陳情について、市民等（提出者）から意見聴取する機会を設けた。

イ. 反問の導入

本会議（又は委員会）において、議員（又は委員）の質問の内容や趣旨等が不明確な場合に、論点を明確化し議論を深める目的で、その内容や趣旨等を確認することができる「反問」を導入した。

なお、令和2年10月には反問の範囲を見直し、従来の趣旨確認に加え、実質的な反対質問として議員又は委員の考え方や根拠を問う反論まで認めることとし、令和2年12月議会から適用している。

ウ. 議員間討議の導入

委員会（常任、特別及び議会運営）において、政策立案及び政策提言を積極的に行うため、付託事件（議案、請願・陳情）及び所管事務調査を対象に、議員同士が自由に相互の意見を述べ合うことができる「議員間討議」を導入した。

(7) オンライン委員会の導入 ⇒ 令和4年3月

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等に伴い委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開くことができるように関係例規を改正した。

(8) 国等へ意見書提出を求める陳情の審査の改善 ⇒ 平成24年度

国等へ意見書提出を求める陳情については、従来、他の請願・陳情と同様、当局出席を求め、当局に対し陳情に対する現状説明や見解等を求める中で結論を出していたが、その内容によっては、国の動向等により時機を失する可能性があることから、平成24年度から、当該陳情については、議長が議運に諮った上で、本会議に上程せず、陳情書の写しを全議員に参考送付する取扱いとした。

(9) 議員定数の削減（50人→45人） ⇒ 平成30年3月

議員定数について議運で協議した結果、意見の一致を見るに至らなかったことから、平成30年第1回定例会において、「定数削減」を主張する会派等から定数を「50人」から「45人」とする議員定数条例の一部改正議案が提出され、平成30年3月22日の本会議で記名投票の結果、賛成多数により可決された。（令和2年4月19日施行）

〈議員定数の推移〉

| | | |
|----------|---------|------------------|
| 昭和43年4月 | 市議会議員選挙 | 48人 |
| 平成8年4月 | 〃 | 50人（平成8年4月中核市移行） |
| 平成16年11月 | 〃 | 55人（合併特例による） |
| 平成20年4月 | 〃 | 50人 |
| 令和2年4月 | 〃 | 45人 |

(10) 常任委員会の定数及び所管の見直し ⇒ 令和2年4月

議員定数を50人から45人に改めたことに伴い、常任委員会の定数を見直すとともに、付託議案数、審査時間及び所管する部の数等を勘案して、所管を見直し、あわせて名称の変更を行うこととした。

（単位：人）

〈見直し前〉

総務消防委員会(10)
市民福祉子ども委員会(10)
産業観光企業委員(10)
建設委員会(10)
環境文教委員会(10)

〈見直し後〉

総務環境委員会(9)
防災福祉子ども委員会(9)
市民文教委員会(9)
産業観光企業委員会(9)
建設消防委員会(9)



(11) 議員研修会の開催

| 開催年度 | テーマ | 講師（肩書は研修当時） |
|-------|--|-----------------------------------|
| 令和元年度 | 多様性の共存・共生社会とは | 大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授 東 優子氏 |
| | 鹿児島市友好代表团（長沙市訪問） | 友好代表团報告会 |
| 令和2年度 | 生物多様性とは～私たちの暮らしと命を支える生きものの恵み～ | 鹿児島県環境技術協会環境企画・普及課長 清水建司氏 |
| | 新型コロナウイルス感染症の現状と今後の感染対策 | 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科教授 西 順一郎氏 |
| 令和3年度 | コロナ後の都市戦略と観光 | 鹿児島市シティプロモーションアドバイザー 松山良一氏 |
| 令和4年度 | 鹿児島市が選ばれ続けるために | 鹿児島市観光未来戦略アドバイザー 山田桂一郎氏 |
| 令和5年度 | 「地方議会におけるEBPMの推進について～e-Statを使って我が国経済・社会をみる～」 | 総務省統計高度利用特別研究官 井上 卓氏 |

(12) 新人議員への研修会の開催

初当選した議員に対して、諸事務手続き、議会制度、議員としての心構え等について、議会事務局による説明を行うとともに、執行部全ての所管事務等説明会を実施している。（3日間開催）

(13) 議会図書室の充実

① 西別館への移転及び新刊図書コーナーの設置 ⇒ 平成27年度

平成27年に竣工した西別館に移転し、従来よりも閲覧スペースを広げるとともに、新刊図書コーナーを設けた。

② レイアウトの変更 ⇒ 令和2年度

図書室をより利用しやすい環境とするため、室内を利用者の動線に配慮したレイアウトに変更した。



2. 市民に開かれた議会

(1) ホームページによる議会情報の発信

平成27年3月に、市ホームページのリニューアルに合わせて、議会ホームページのリニューアルを行った。

親しみやすさや使いやすさに配慮して、トップ写真のスライドショー化や分類項目の整備等を行うとともに、スマートフォンに対応させた。

(2) 議会中継及び録画放映

① 本会議中継システム等のフルデジタル化 ⇒ 平成27年5月臨時会

機器の老朽化及び議事堂の移転（別館から西別館へ）に伴い、カメラ・マイクなどの本会議中継システム並びに市政情報配信システム（上記①）をフルデジタル化し、より鮮明な映像、音声で議会中継を視聴できるようにした。

② スマートフォンやタブレット端末による生中継及び録画放映の開始

⇒平成28年第1回臨時会

平成28年第1回臨時会から、インターネットに加え、スマートフォンやタブレット端末での議会の生中継や録画放映も視聴できるようにした。

(3) 会議録の閲覧・検索 ⇒ 平成15年4月1日

平成6年4月から財務用端末を活用したシステムを庁内で稼働していたが、平成15年度から市民もインターネットを通じて本市ホームページから会議録を閲覧・検索できるようにした。また、平成31年4月1日から、スマートフォンに対応した機能を追加した。

〈概要〉

- ・平成6年の会議録から全文掲載
- ・会議名と開催年、発言通告一覧表、発言者、言葉での検索が可能（複合条件でも可）
- ・会議録は、定例会終了後約2カ月を目途に掲載している。

(4) 委員会記録の閲覧・検索 ⇒ 令和4年7月

令和4年度から本市ホームページにおいて委員会記録を閲覧・検索できるようにした。

〈概要〉

- ・令和4年度の委員会記録から全文掲載
- ・委員会名と開催年、発言者、言葉での検索が可能（複合条件でも可）
- ・委員会記録は、委員会終了後約3～4カ月を目途に掲載している。

(5) 本会議における一問一答方式・対面式の導入

⇒ 平成14年3月議会、令和4年9月議会

① 一問一答方式の導入

議員が1回の登壇で行う複数項目にわたる質疑に対し、市長以下各局長等がそれぞれ一括して答弁する従来の方式に代え、1つの項目ごとに質疑と答弁を行う一問一答方式を個人質疑、緊急質問に限って導入した。（平成14年3月議会から試行、平成17年9月議会から本格実施）

なお、令和4年9月議会からは、代表質疑においても試行を開始し、令和6年9月議会から本格実施することとしている。

② 対面式の導入

議員が議長席側の演壇から議員席に向かって質疑を交わす従来の方式に代え、議員席最前列の演壇から答弁者である当局席側に向かって質疑する対面式を導入した。

ア. 議長席側の演壇からの発言（議員に対する発言）

委員長報告及びそれに関連する発言、討論、議員提出議案に関する発言、修正案に関する発言、動議、投票に関する要求、議員の発言取り消し、市長発言、議長のあいさつ 等

イ. 議員席側の演壇からの発言（当局に対する発言）

代表質疑、個人質疑、緊急質問、未通告発言、議員の質疑等の際の発言訂正

(6) 本会議場傍聴席に音声伝達システムを導入 ⇒ 平成8年9月

耳の不自由な方のために、ワイヤレス補聴器で明瞭に聞き取ることができる音声伝達システムを導入した。

(7) 会期日程の早期公開 ⇒ 令和3年3月議会

各定例会の告示日及び招集日を確認する議運（招集日のおおむね1カ月前）で会期日程案（見込み）を配付の上、市議会ホームページ等で公開することとした。

(8) 閉会中の委員会日程のホームページ公開 ⇒ 平成27年3月

閉会中の委員会日程（常任委員会の請願・陳情審査、特別委員会）については、議会基本条例に基づく請願及び陳情に係る市民等からの意見聴取を、平成27年4月開催の委員会から実施するのに合わせて、陳情者や傍聴者などに対する市民サービス向上のため、委員会開催日のおおむね1カ月前にホームページで公開することとした。

(9) 請願・陳情等のホームページ公開 ⇒ 令和2年5月

委員会付託などの取扱いを決定した請願・陳情について、市民サービス向上のため、請願・陳情文書表や審査結果等をホームページで公開することとした。

また、提出された議案についても、その概要を市議会ホームページから閲覧できるようにした。

(10) 市議会だよりの点字版・音声版の発行 ⇒ 平成8年度

① 点字版

市視覚障害者協会を通じて、目の不自由な方（希望者）や県立盲学校、県視聴覚障害者情報センター（点字図書館）等に配付しているほか、議会図書室にも設置している。

② 音声版（CD版は平成25年度から配付）

市視覚障害者協会を通じて、目が不自由で点字の読めない方（希望者）や老人ホーム、市立図書館等に配付しているほか、議会図書室にも設置している。



(11) 市議会広報紙「かごしま市議会だより」の発行・充実 ⇒ 昭和24年創刊

議会活動を広く市民に周知・理解していただくため、昭和24年から市議会広報紙「市議会だより」を発行しており、現在は、全カラー、タブロイド判で年4回発行し、全戸に配布している。



【平成28年第4回定例会号～】

本会議の録画中継等、議会ホームページをより多くの市民に閲覧していただけるよう、議会ホームページ等にリンクする二次元バーコードを掲載するようにした。

【平成29年第1回定例会号～】

自治体広報紙を無料で配信するスマートフォン・タブレット用無料アプリ「マチイロ」への市議会だよりの掲載を開始した。

【令和2年第3回定例会号～】（広報ワーキンググループによる見直し）

質疑部分を読みやすい書体に変更した。また、市民の意見募集を開始した。

【令和2年第4回定例会号～】（広報ワーキンググループによる見直し）

個人質疑を分野ごとに区分し、見出しをつけたほか、質疑掲載面の段と段の間隔を広げ読みやすくした。また、議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナー（クローズアップ）を設けた。

【令和3年第1回定例会号～】（広報ワーキンググループによる見直し）

表紙面及び表決態度部分を読みやすい書体に変更した。

(12) 市民に身近な場所（公共施設）での会議録の閲覧・貸出し

市議会における論議を市民に正確に知っていただくため、会議録を市内の公共施設に配置し、市民がいつでも手軽に閲覧できるようにした。

- ・市立図書館、天文館図書館、県立図書館、地域公民館（14館）、地域福祉館（41館）、校区公民館（78館）等、161カ所で閲覧可能
- ・上記のうち、市立図書館、天文館図書館、県立図書館、地域公民館等の18カ所では、貸出しも可能

(13) 政務活動費収支報告書への領収書等の証拠書類の添付 ⇒ 平成19年4月

平成19年度の政務活動費から、交付時期を毎月交付から半期交付とし、その収入及び支出に関する報告書（収支報告書）に、当該すべての支出に係る領収書等の証拠書類の写しを添付することとした。

(14) 簡易な手続きによる政務活動費収支報告書等の閲覧 ⇒ 平成26年6月

平成25年度の政務活動費から、収支報告書及び領収書等の写しを情報公開請求に基づく手続きを経ず、閲覧ができることとした。

（閲覧場所：議会図書室）

(15) 政務活動費収支報告書等の議会ホームページでの公開 ⇒ 平成29年6月

政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しを市議会ホームページで公開し、より透明性を向上させることとした。

(16) 政務活動費に係る出張報告書の閲覧 ⇒ 平成30年4月

平成30年度の政務活動費から、出張報告書の写しの閲覧ができることとした。

（閲覧場所：議会図書室）

(17) 政務活動費の運用に関する申合せの一部改正

※ P10の(3)に記載

3. 政策提案

鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例の制定

ア. 条例制定の経緯

令和5年6月15日に天文館連絡協議会をはじめとする5団体から「天文館地区の悪質な客引き行為等に関する法的規制の強化に関する要望書」が議長宛に提出された。同年6月26日の議運において議長から、今秋にはかごしま国体・かごしま大会が開催されることから、市民や観光客等の客引き行為の被害を防ぎ、安心して安全な地域社会の実現を図るため、実効性を有する本市独自の条例を議員発議により制定をしたい旨の提起がなされ、議運の検討課題とすることを確認した。

同年8月2日の議運において、全会一致で条例を制定することが確認され、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例案の内容について確認された。

令和5年第3回定例会（8月23日）において、同条例案を全会一致で可決した。

イ. 条例の内容

i. 施行期日

令和5年10月1日

ii. 目的

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安心して安全な地域社会の実現に寄与する。

iii. 概要

- ・安心して安全な地域社会の実現に寄与することを目的とし、本市、市民及び事業者等の責務を規定
- ・客引き行為等禁止区域を指定し、同区域における客引き行為等を禁止
- ・違反者に対し、指導・警告・命令を行い、命令に従わない場合は、5万円以下の過料を科すほか、氏名等を公表

4. 政治倫理の確立

(1) 鹿児島市議会議員の政治倫理に関する条例の制定 ⇒ 平成12年4月1日施行

- ・議員の政治倫理基準を設け、同基準に違反する疑いがあるときは、市民は有権者の100分の1以上の連署をもって、違反の疑いを証する書類を添えて調査を請求することができる。
- ・調査の請求を受理したときは、議会に政治倫理調査特別委員会を設置し、委員会は調査のため必要と認めるときは、資産等報告書等の提出を求めることができる。

(2) 鹿児島市議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定 ⇒ 令和5年7月1日施行

- ・議員は、毎年6月に、前会計年度における市に対する請負について、議長に対し、請負の対象とする役務や契約金額等を報告しなければならない。
- ・議長は、議員からの報告の一覧を作成し、公表しなければならない。

(3) 鹿児島市議会議員への企業等からの政治献金に関する決議 ⇒ 平成5年6月25日

政治倫理確立のため、企業や団体からの政治献金は一切受け取らない。

(4) 議員活動に関する申合せ ⇒ 平成5年6月1日議運決定

- ・議員として知り得た情報については、公共の利益に資することを十分勘案して対処すること。
- ・議員の後援会等が行うゴルフコンペについては、本市と利害関係にある建設、土木などの指名業者に対するコンペへの参加案内を自粛し、市民の疑惑を招くことのないよう対処すること。

(5) 虚礼廃止に関する申合せ ⇒ 平成元年6月23日、令和4年8月3日

【平成元年6月23日】

公選法の改正（平成2年2月1日施行）に先駆けて、年末年始のあいさつ状、冠婚葬祭、広告などについての自主規制を行った。

【令和4年8月3日】

施行から30年以上が経過し、その間に公選法の改正により寄附禁止の強化や年賀状等あいさつ状の禁止などほとんどの事項が法に規定されたこと、インターネットの普及による年賀状等あいさつ文のホームページ掲載や電子メール送付などへの対応が困難になっていたことから、これまでの申合せを廃止し、改めて

- ・公職選挙法を一層遵守し虚礼廃止を推進すること
- ・祝電及び弔電等は、親族に係るものを除き選挙区内への発送を引き続き禁止することを新たな申合せとすることを議運で決定した。

5. 新議事堂の整備（平成27年度）

本市議会の議事堂があった市役所別館（昭和42年建設）は、耐震補強等の改修が実施されるため、平成27年に竣工した西別館へ議事堂を移転した。

移転に当たっては、議場の音響・映像機器等を更新したほか、市民がより利用しやすく、また、高齢者、障害者及び小さな子ども連れの保護者等に配慮した整備を行った。



(1) 議場の整備

① 車いすスペースの設置

車いすの方が気軽に傍聴できるよう、傍聴席に約5台分の車いすスペースを設置した。

② 通路の段差解消等

車いすの方や高齢者等が誰でもスムーズに傍聴席に入れるよう、傍聴席までの通路の段差を解消するとともに、傍聴席の階段に手摺りを設置した。



③ 難聴者用音声伝達システムの更新

耳の不自由な方が補聴器を通して、より明瞭な音声を聞くことができるよう、最新の難聴者用音声伝達システムに更新した。

④ 親子席の設置

乳幼児等も同伴で傍聴ができるよう、防音機能を備えた4席の親子席を設けた。



⑤ 電子表決システムの導入

分かりやすく、効率的な議会運営を行うため、電子表決システムを導入し、表決結果を議場内のモニターに表示している。



| | |
|---------|-----|
| 総 数 44名 | |
| 賛 成 | 反 対 |
| 31 | 13 |
| 名 | 名 |

(イメージ)

⑥ 昇降式演壇の設置

登壇者が高さを自由に調節できる昇降式の演壇を設置した。

(2) 委員会室の整備

① 傍聴席の増席

第1から第5委員会室は旧委員会室より広がったことから、より多くの市民が傍聴できるよう、傍聴席を8席から12席に増席した。

② 録音設備の更新

委員会室の録音機器を更新するとともに、マイクを天井3カ所に設置した。

③ マイク設備等の整備（令和6年10月）

各委員会室にマイク（19本）と天井埋込型スピーカー（2カ所）を設置した。

(3) その他

① 議員出退表示システムの更新

議員出退表示板を、これまでの押しボタン式からタッチパネル式に更新し、議員の出退を表示する液晶モニターを設置した。

6. その他

(1) インターネットによる行政視察受付業務の効率化 ⇒ 平成26年3月31日

他都市からの行政視察について、本市の特徴ある施策を紹介するほか、市議会ホームページに「視察申込書」の様式を掲載し、メールでも申し込めるよう申込手続きを簡素化したことにより、受付業務の軽減化、効率化等を図っている。

(2) 夏季における議員の服装の軽装化 ⇒ 平成14年5月、平成29年5月

【平成14年5月申合せ】

本会議では、男性議員は、上着・ネクタイを着用し、女性議員は、スーツ・ワンピース、又はそれに準じた服装とする。

委員会及び行政視察では、基本的にノー上着とし、ネクタイについては着用自由とする。ただし、ポロシャツやシャツ等の着用は、自主的に一定の節度をもって対応する。

【平成29年5月申合せ】

本会議では、男性議員は基本的にノーネクタイとし、上着は着用する。

(女性議員は変更なし)

委員会及び行政視察では、基本的にノーネクタイ・ノー上着とする。

(ただし書きは変更なし)

※夏季期間は6月～9月としていたが、平成19年度から5月～10月としている。(申合せは平成23年に改正)

(3) 市長の諮問機関等への議員の就任の見直し ⇒ 平成10年度

市長の諮問機関へ議員が就任、参画すること等について、議運において協議した結果、法令等において議員の就任が規定されているもの等を除き、辞退することとした。